

（仮称）滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業

基本協定書（案）

令和8年（2026年）2月13日

滝川市

(仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業 基本協定書

(仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業（以下「本事業」という。）に関して、滝川市（以下「市」という。）は、代表企業である●●並びに構成企業である●●、●●及び●●で構成される連合体（以下、「コンソーシアム」といい、これらの[○]者を個別に又は総称して「構成員」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、本事業に関しコンソーシアムが公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、本事業にかかる次の各号に掲げる契約（以下総称して「事業契約」という。）の締結に向けた、市及びコンソーシアムの双方の協力について定めることを目的とする。

(1) 市とコンソーシアムの間で締結される（仮称）滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業基本契約書（以下「基本契約」という。）

(2) 市と本事業のうちの設計・建設業務の遂行者としての●●及び●●の間で締結される（仮称）滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業設計施工一括契約書（以下「事業契約書」という。）

(市及びコンソーシアムの義務)

第2条 市及びコンソーシアムは、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 コンソーシアムは、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の選定手続にかかる選定委員会及び市の要望事項を尊重する。

(事業契約の締結)

第3条 市及びコンソーシアムは、募集要項（本事業に関し令和8年2月13日に公表された募集要項及び募集要項の添付資料（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。以下同じ。）に添付の事業契約書（案）の形式及び内容にて、事業契約を令和8年5月下旬を目処として締結するべく最大限努力する。

2 市は、募集要項に添付の事業契約書案の文言に関し、コンソーシアムより説明を求められた場合、募集要項において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。

3 第1項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、構成員のいずれかが本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、市は事業契約を締結しないことができる。

(1) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

- (2) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (3) 構成員が、独占禁止法第 77 条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 構成員（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は、事業契約を締結しないことができる。
- (1) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 構成員のいずれかが、本項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（本項第 6 号に該当する場合を除く。）に、市が当該構成員に対して当該契約の解除を求め、当該構成員がこれに従わなかったとき。
- 5 事業契約の締結までに、構成員のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、事業契約を締結しないことができる。

（賠償額の予定）

第 4 条 コンソーシアムは、構成員のいずれかが前条第 3 項各号又は同条第 4 項各号のいずれかに該当するときは、市が事業契約の締結をするか否かを問わず、違約金として、コンソーシアムが提案書類（コンソーシアムが公募手続において市に提出した応募提案、市からの質問に対する回答書その他応募者が基本契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。）に記載した提案価格（設計・建設・工事監理業務の合計金額）にこれらに係る消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の 10 に相当する額を支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、構成員は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。
- 3 第1項の場合において、市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、コンソーシアムは、その差額を市の請求に基づき支払うものとする。かかる超過分の損害賠償義務についても、構成員は、連帯してこれを負担する。

(準備行為)

第5条 事業契約締結前であっても、コンソーシアムは、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。

(事業契約の不成立)

第6条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年条例第58号）第2条の規定による契約の締結が滝川市議会において否決されたことにより、事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及びコンソーシアムが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項の場合を除き、事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。なお、コンソーシアムが損害賠償義務を負う場合、構成員は、連帯してこれを負担する。

(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第7条 市及びコンソーシアムは、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第8条 市及びコンソーシアムは、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、市又はコンソーシアムのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 市及びコンソーシアムが、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、市及びコンソーシアムは、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 市又はコンソーシアムとの間で守秘義務契約を締結した本事業に関するコンソーシアムの下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 市が、本事業にかかる各業務を構成員以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示するとき又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(本協定の変更)

第9条 本協定の規定は、市及びコンソーシアムの書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第10条 本協定に関して生じた当事者間の紛争については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、すべての事業契約が締結されて本契約となったときまでとする。ただし、本協定の終了後も第8条及び第10条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第12条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第13条 本協定に定めのない事項、又は本協定の解釈に疑義が生じた場合については、その都度、市及びコンソーシアムが誠実に協議の上これを定めるものとする。

(以下余白)

この契約の証として、本書[○]通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年[○]月[○]日

市： 北海道滝川市大町1丁目2番15号
滝川市長 前田 康吉

コンソーシアム：(代表企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]